

火災予防上の命令を受けている対象物一覧表

(注) 本公示情報は、原則として毎日11時に更新します。ただし、内容に変更がない場合には更新しません。番号は命令発令日を基準として付しています。一覧表の表示は発令の新しい命令が上となります。

令和2年12月2日22時00分現在

No.	項目	内容
16	防火対象物の所在地	東京都立川市高松町三丁目9番8号
	防火対象物の名称	有限会社 都薬品
	命令を受けた者	有限会社 都薬品 代表取締役 都甲 進
	命令事項	上記防火対象物に貯蔵されている危険物第四類アルコール類2,263リットルを令和2年12月3日午前12時00分までに除去すること。
	所轄消防署名	立川消防署
15	防火対象物の所在地	東京都新宿区高田馬場二丁目14番5号
	防火対象物の名称	キクチビル
	命令を受けた者	菊池 秀雄
	命令事項	キクチビルの東側屋内階段3階から屋上までに存置されている雑誌1,342冊、本326冊、新聞紙16㎡、段ボール65箱、カゴ7個、ゴミ袋20袋、ライター91本、スプレー缶5本、プラスチックケース3個、掃除機1台、スリッパ4足、紙袋38袋、火災の予防に危険及び消防の活動に支障になると認めるため、令和2年10月5日午後4時00分までに除去すること。
	所轄消防署名	新宿消防署
14	防火対象物の所在地	東京都港区六本木三丁目10番9号
	防火対象物の名称	三経28ビル
	命令を受けた者	株式会社福岡第一三経観光 代表取締役 木山 貴英
	命令事項	<ol style="list-style-type: none"> 令和2年6月1日までに、4階に設置されている屋内消火栓設備の消火栓箱開閉扉を、開閉できるように改修すること。 令和2年6月1日までに、1階ごみ置き場内及び5階南西側物入れ内にスプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドを技術上の基準に従って設置すること。 令和2年6月1日までに、4階北側エレベーター前のスプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドを散水が有効になされるように、技術上の基準に従って改修すること。 令和2年6月1日までに、1階に設置されているスプリンクラー設備の送水口に標識を技術上の基準に従って設置すること。 令和2年6月1日までに、1階ごみ置き場内、5階南側エレベーター前及び5階南西側物入れ内に自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。 令和2年6月1日までに、自動火災報知設備が正常に作動するよう
	所轄消防署名	

		に、技術上の基準に従って改修すること。 7 令和2年6月1日までに、4階の東西の通路に通路誘導灯を技術上の基準に従って設置すること。 8 令和2年6月1日までに、1階に設置されている連結送水管の送水口に標識を技術上の基準に従って設置すること。
	所轄消防署名	麻布消防署
13	防火対象物の所在地	東京都江東区亀戸五丁目9番15号
	防火対象物の名称	ホームタウンハヤシⅠ、ホームタウンハヤシ、ホームタウンハヤシⅡ
	命令を受けた者	林 一夫
	命令事項	1 令和2年9月30日までに、屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和2年9月30日までに、自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	城東消防署
12	防火対象物の所在地	東京都江東区亀戸五丁目9番15号
	防火対象物の名称	ホームタウンハヤシⅠ、ホームタウンハヤシ、ホームタウンハヤシⅡ
	命令を受けた者	有限会社ホームタウン計画 代表取締役 林 一夫
	命令事項	1 令和2年9月30日までに、屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和2年9月30日までに、自動火災報知設備を設置すること。
	所轄消防署名	城東消防署
11	防火対象物の所在地	東京都港区西麻布三丁目21番20号
	防火対象物の名称	霞町コーポ
	命令を受けた者	霞町コーポ管理組合法人 理事 小川 恭平
	命令事項	1 令和2年12月31日までに、11階及び12階にスプリンクラー設備を設置すること。 2 令和2年12月31日までに、塔屋部分に自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。 3 令和2年12月31日までに、11階及び12階に放送設備を技術上の基準に従って設置すること。 4 令和2年12月31日までに、12階に連結送水管を技術上の基準に従って設置すること。 5 令和2年12月31日までに、11階及び12階に非常コンセント設備を設置すること。 6 令和2年12月31日までに、12階に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置し、正常に作動するよう適正に維持管理すること。
	所轄消防署名	麻布消防署
10	防火対象物の所在地	東京都港区六本木三丁目3番17号
	防火対象物の名称	ソレアード六本木

	命令を受けた者	目崎 和恵
	命令事項	1 令和2年12月31日までに、スプリンクラー設備を設置すること。 2 令和2年12月31日までに、放送設備を設置すること。 3 令和2年12月31日までに、連結送水管を技術上の基準に従って設置すること。 4 令和2年12月31日までに、非常コンセント設備を設置すること。
	所轄消防署名	麻布消防署
9	防火対象物の所在地	東京都新宿区北新宿四丁目16番12号
	防火対象物の名称	新関ビル
	命令を受けた者	新企画管理株式会社 代表取締役 新関 貴之
	命令事項	令和2年8月30日までに、屋内消火栓設備を設置すること。
	所轄消防署名	新宿消防署
8	防火対象物の所在地	東京都中野区本町二丁目29番13号
	防火対象物の名称	パラッツォピエトラ
	命令を受けた者	石原 恵子 石原 猛嗣 石原 道恵
	命令事項	令和2年8月31日までに、屋内消火栓設備を設置すること。
	所轄消防署名	中野消防署
7	防火対象物の所在地	東京都港区六本木七丁目8番8号
	防火対象物の名称	ミクニ六本木ビル
	命令を受けた者	ミクニ総業株式会社 代表取締役 尾崎 行隆
	命令事項	令和2年6月30日までに、屋内消火栓設備を設置すること。
	所轄消防署名	麻布消防署
6	防火対象物の所在地	東京都港区高輪一丁目2番17号
	防火対象物の名称	高輪梶ビル
	命令を受けた者	海聯株式会社 代表取締役 黄 詩涵

	命 令 事 項	1 令和2年3月31日までに、屋内消火栓設備を設置すること。 2 令和2年3月31日までに、3階(旧2階)に連結送水管の放水口を技術上の基準に従って設置すること。
	所轄消防署名	高輪消防署
5	防火対象物の所在地	東京都葛飾区新小岩一丁目29番5号
	防火対象物の名称	ときわビル
	命令を受けた者	有限会社ホテルときわ 清算人 須藤 忠則
	命 令 事 項	1 令和2年1月31日までに、1階及び2階に自動火災報知設備を技術上の基準に従って設置すること。 2 令和2年1月31日までに、自動火災報知設備を技術上の基準に従って改修すること。 3 令和元年12月31日までに、2階及び屋外階段に通路誘導灯をそれぞれの技術上の基準に従って設置すること。 4 令和元年12月31日までに、3階に設置されている避難口誘導灯及び通路誘導灯を技術上の基準に従って改修すること。
	所轄消防署名	本田消防署
4	防火対象物の所在地	東京都渋谷区広尾一丁目3番4号
	防火対象物の名称	マックハイツ岩味
	命令を受けた者	岩味 誠
	命 令 事 項	マックハイツ岩味の屋外階段に存置されているテレビ2台、洗濯機1台、自転車1台、傘1042本、その他の物品87品目383個の物件は、火災の予防に危険及び消防の活動に支障になると認めるため、令和元年8月4日午後2時00分までに除去すること。
	所轄消防署名	渋谷消防署
3	防火対象物の所在地	東京都新宿区歌舞伎町二丁目27番11号
	防火対象物の名称	三経27ビル
	命令を受けた者	株式会社栃木三喜興業 代表取締役 木山 貴英
	命 令 事 項	1 平成31年3月25日までに、地下1階電気室に、自動火災報知設備の感知器を技術上の基準に従って設置すること。 2 平成31年4月25日までに、地下1階、1階及び6階に、自動火災報知設備の地区音響装置を技術上の基準に従って設置すること。 3 平成31年5月25日までに、地下1階、2階、4階及び5階における消防法施行令別表第1、(2)項イ部分に、放送設備を技術上の基準に従って設置すること。 4 平成31年5月25日までに、4階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。 5 平成31年3月25日までに、2階及び5階の屋内階段に、通路誘導灯を技術上の基準に従って設置すること。
	所轄消防署名	

	所轄消防署名	新宿消防署
2	防火対象物の所在地	東京都中央区銀座七丁目6番14号
	防火対象物の名称	丸源53ビル
	命令を受けた者	丸源株式会社 代表取締役 川本源司郎
	命令事項	平成25年3月15日までに、3階、7階の各階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。
	所轄消防署名	京橋消防署
1	防火対象物の所在地	東京都中央区銀座七丁目6番6号
	防火対象物の名称	丸源第24ビル
	命令を受けた者	川本源司郎
	命令事項	1 平成25年3月15日までに、5階に避難器具を技術上の基準に従って設置すること。 2 平成25年3月15日までに、4階「きたむら」に設置されている避難器具を改修し、技術上の基準に適合させること。
	所轄消防署名	京橋消防署

以上

※ 命令後においても、引き続き履行を促しています。

なお、命令の履行期限を徒過したものは、履行状況により告発などの対象となります。